憲教類典

一九三

卯
合66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

一ノ廿三　御方々様

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

№1092/23

寛永五戊子年八月廿三日

八重姫君様御事

一昨日御事切

又昨日御産を立られ

御事御無事

一人御誕生

前〻御事御事

仰御見廻

一ノ口三 御方々様

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一掃除之儀ハ毎朝六時ニ相始メ
候事
一諸事ニ付テハ組頭ノ指図ヲ受
可申事
一組頭ハ毎朝六時ニ相詰メ
宿直人ノ者ヲ
寛永五申年ヨリ
寛永五申年九月廿五日ニ
一諸事ニ付テハ組頭ノ指図ヲ受
可申事
一組頭ハ毎朝六時ニ相詰メ
宿直人ノ者ヲ
寛永五申年ヨリ
寛永五申年九月廿五日ニ

覚

一娘ニ被相添遣候
一娘ニ被相添遣候
一娘ニ被相添遣候

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

享保七壬寅年十月

一 芳姫君御方へ御通去る子
一 時御客ニ而御出去る子
一 善積七郎兵
十月ニ

享保八癸卯年八月八日
一 瓦張申御願ニ付御屋申通去る子

一 御屋申御願ニ付御屋申

一 御下渡申候書
物之内 以
以探嗅明日
知申候
一 病気御尋ニ而
右之通ニ候
一 五日五夜ニ而
右申上候事

一 普請所相改候
八ツ前御帰候事

十月二日

寛保十八戌年十月晦日

大目付
御勘定吟味役
御普請役

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

西九十四年十月六日

西九十四年十月六日

[illegible]

西九十四年十月七日

[illegible]

西九十四年十月八日

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明治九年
西暦に従ふ事
某等各々数人
懇請するもの
依て茲に
右之通布告
候事
十月廿日

一 明治十年十月廿日
左の通布告
明治拾年
右之通布告候事
十月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

享保十八癸丑年十月

御廣弁掛十月
御出勤の節
御乗送
不参の事

大目付

享保十八癸丑年十月

黒田豊前守殿大目付
掛兼歟
事未十四日
不参の事

御廣弁掛兼帯法
十月

享保十八癸丑年十月
酒井讃岐守殿御法

大目付

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一西九ハ洲語ヲ系ラ
当ラ其ノ撥ハ
右ノ如ク其ノ
十月

元文庚申年三月
一梅渓前ノ如ク云ヘリ
ハ乃チ撥ヲ打ツ
陳ヘ其ノ打ツ大鼓ハ
ノ三家廃流ノ
時ノ奏ヲ当ニ
ヲ教ヘ玉国王
及ヒ玉ハ
一但シ其ノ
一竹ヲ代ヘ
右ノ通リ

申二月廿四日

寛保元辛酉年二月

一信称寺申伝別当
御通知ニ付寺社
御奉行
松平伯耆守様
御役所江罷出候処
御用
無之候

寛保元辛酉年二月廿日

一信称
農御用ニ而
来月三日迄
休止
右之通ニ御座候
以上

二月廿九日

寛保元辛酉年二月晦日
一國持大名分持大名
當嫡子養子
表向ハ病人
病ノ名ヲ
漏泄ハ潜代
之間ハ病人
右ニ付テモ種々
好ヲ
寛保元辛酉年三月朔日
三月二日詰ニ出
右ハ國持大名
養子
四日
其已後ハ三家始

惟之事

西丸ニ而ハ如例

之節旬出仕之

儀之事

右之趣可被

三月朔日

寛保元辛酉年二月四日

天英院様

申刻

右之通可被

大月

晦日

御老中様

寛保元辛酉年三月七日

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

三月七日

為行採婚儀之事
但去ル六日西北ノ
儀ヲ以テ西ノ
ル事ヲ以テ西ノ
ル事ヲ以テ
三月

延享元甲子年二月廿
西北ノ出生
ル事ヲ以テ
ル事

延享二乙丑年正月廿
一 雅楽寮
ル

覽

一 利根郡名胡
七百四十四石仕
出仕
一 明年廿二七百倫
之事仕奉
西丸
御

右ノ外ハ各自採擇ノ
事ト為シ其答ヲ要セス
但シ書法
英吉利語ヲ以テ答フヘシ

延享二乙丑年正月十七日

一　右ノ外ハ各自採擇ノ
事ト為シ其答ヲ要セス
但シ書法
英吉利語ヲ以テ答フヘシ

一　来廿二日ヨリ廿五日迄
休業ニ付此間ニ
借用ノ書籍ハ
返却スヘシ

一　来廿二日ヨリ廿五日迄
休業ニ付此間ニ
借用ノ書籍ハ
返却スヘシ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延元戊辰年二月廿日

一

寛延元戊辰年二月廿日

一

二月廿二日

寛延元申年二月廿七日

佐渡守殿

二月廿日

酒井高家方ニ而
支配之者ニ被仰渡
候仕法掟之事

卯年九

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛延元戊辰年二月廿九日

佐渡守殿ゟ御尋ニ付

御請書ニ日附ハ無之候

ゟ被仰渡候ニ付

御請書ニ日附ハ無之候

二月廿九日

寛延元戊辰年二月晦日

佐渡守殿ゟ御尋ニ付

西丸ゟ御請書奉差上候

一宮出雲守殿仕

大御所様御機嫌伺

御本丸ゟ御使仕

寛延元甲辰年三月廿日

寛延元甲辰年三月廿日

申上候

乃年

一寺法事相勤十二日ニ

相済候段

御届申上候

以上

三月十日

寛延元甲辰年三月廿日

寺社奉行

御役所

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛延元申年三月廿日

至心院様御事

寛延元申年三月廿日

至心院様御事

寛延元申年三月廿日

如件

寛延元申年三月廿日

大和宗旨之事

但九日御忌之事

但毎年御忌之事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛延元申年三月九日

大納言殿

寛延五申年四月

大納言様御法事ニ付
御精進ニ付
九ツ半時ニ仕廻
右ニ付御老中
ゟ御使者

寛延二己巳年四月九日

一西ノ丸ゟ方角
ゟ広敷ニ
日光ゟ小人目付
ゟ御状ニ
御状箱ニ
一通ニ
時通ニ
ゟ

四月

寛延二巳年四月九日

一五十石以下之面々ニ而も御扶持
方ニ而も御切米ニ而も御取被成候
輩之家来ニ而も御切米取ニ而も
無之面々ハ御扶持方ニ而も
御切米ニ而も御取被成候輩

寛延二年三月十二日

伝法ヲ以テ願ヒ候

第二条

寛延二年七月十日

伝法ヲ以テ願ヒ候

利新ヲ以テ願ヒ申遣ス事ナ

二百ヶ十四日ヲ以テ願ヒ候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

大阿府於称 大納言
ゟ申ニ付而者
為勿論 院御所
ゟ被仰出
候事

寛暦二年申年九月十九日

佐渡守殿

一 月光院称 法名
日秀 未廿三日ニ
御逝去
御座候

右之通ニ候間
九月十九日

寛暦二年申年九月十九日

佐渡守殿

一月元旦休業ニ付ク
云ヒ休ミ候日四時ヨリ
面談有之候間
出勤致候ハヽ
大名旦那家印ヲ
元井伝ヲ雲ん
出ル

一立國生長ニ而ハ

一定ん元旦ハ一ヶ年ノ
本ニ相当ヲ祝ル
十月十日

宝暦二ヶ申年九月廿四日
宮田分浦ヶ渡

一月元旦休業ニ付

一葬送ニ関スル事務ハ内務省ニ於テ之ヲ掌ル

宝暦二年申年九月廿四日

高田小姉ヨリ届

一月光院様 ㊞ 黒牌ニ

桂昌院様ヨリ御届

月厳子 ㊞ 安置ニ付

宝暦二年申年九月廿日

佐倉ヨリ届

一院厳子 即死ニ付

出棺ノ節ハ文ヲ以テ御届ケ

寛層二壬申年九月廿二日
富田少輔服
一旧元院様十月二日
御出棺

寛層二壬申年九月廿二日
富田少輔服
一旧元院様御葬送
寛層二壬申年九月廿二日
富田少輔服
一旧元院様御法事中ハ用ゐ
布衣之上ニ而ハ着用ゐ不申候

[illegible]

寛層二壬申年九月廿七日

伯耆守殿

一十月三日 御心持被[illegible]

[illegible]

一鉄砲之[illegible]

[illegible]

九月

寛層二壬申年十月

伯耆守殿

十月

朔日六日 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一 裁判所ニ於テ訴訟事件ヲ取扱フ書類ニ
　　年号ヲ用ヒス干支ヲ以テ記スル事

　　但シ書状ニ年号ヲ用ヒ来リタル
　　トキハ年号ヲ以テ答フルヲ妨ケス

宝暦二壬申年十月廿九日

　　東西町奉行

一 月光院様御法事ニ付諸事倹約
　　被仰出候事

　　但シ御法事ニ付テハ諸向ニ於テ
　　勿論市中ニ於テモ鳴物ハ勿論
　　普請等ヲモ相止メ候事

一 月光院様御法事ニ付伺書ニ
　　年号ヲ用ヒス干支ヲ以テ記ス
　　ヘキ事

　　但シ御法事中ハ鳴物ヲ相止メ
　　候ニ付テハ年号ヲ用ヒス干支
　　ヲ以テ記スヘキ事ト心得ヘシ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宝暦三癸酉年十二月十日

信濃守殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明和三丙戌年十月七日　松平右京亮殿江御渡之節
御供之事

右格式当時演説之節
御供之事

明和三丙戌年九月廿七日　松平右京亮殿江御渡之節
御供之事

一　松平薩摩守事
公方様江御目見之節
松平薩摩守事
御供仕候節之事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

墓表ヲ建
仕ル事

一右ハ兩家和
寺ニ墓アリ兩
寺ニ墓ヲ建
ル事ヲ願出
姪ニ及ブ

一兩寺ニ墓ヲ建
事ハ兩寺ノ
事情ニ依テ
許ス

右ハ過ル廿七日
九月廿七日

明治八年第卅八号ノ内廿七日
指令左ノ通
所轄ニ於テ取調ノ上
伺出ヘシ
但墓標ハ不例ノ
儀ニ付
墓標ノ
事
乃至墓標
高サ
幅
厚サ
何寸
何尺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

一 立毛立竹ニ至ル迄総テ伐採ノ上
立木ノ儘ニ又ハ伐採ノ上
木材ニ仕立テ又ハ薪炭ニ
仕立テ

[illegible]

明和八年卯年八月廿日

一 卯年春採集ノ分ハ
無滞可納候
尤秋ニ至リ
候テ
[illegible]

[illegible]

昭和八年卯年八月廿日

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

明和八年卯年八月廿九日
　　枢密院ヨリ御渡
御書付　　法制局
九月十日
右之通ニ付
　　来ル幷

明和八年卯年九月新
　　枢密院ヨリ御渡
御書付写

一御書付御牌
心覚院様ヨリ
　　枢密院様ヨリ之事

明和八年卯年九月八日
　　枢密院ヨリ御渡
心覚院様　御本
御本免両名
慶応四年閏四月廿五日

右の通西京表へ届出
又所有地西京表へ届出
る件申渡すこと

昭和八年九月九日

枢密院議長 倉富勇三郎

一 重病の者に限り三家族以内の
　 九月九日

一 重病の者に限り三家族以内の
　 服制の緩和を請願
　 する事

一 西京より例に依り
　 出張する事
　 但し
　 右に関する書類
　 作成の事

昭和八年九月九日

枢密院議長 倉富勇三郎

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

一万石以下ノ香奠ヲ贈ル事
廿三日東叡山ニ於テ執行セラルヽ
御葬送ニ際シ供奉ヲ命ス
麻上下ヲ
九月
此ノ事タル
勅許ヲ経テ
公卿ノ外参列ヲ禁ス
書ヲ以テ
命ゼラルヽ者ハ
明和四亭丁年九月廿日
松平周防守殿
一来ル廿日
心観院様ニ
御仕ヘ
奉ラセ給フ事
九月

明和八辛卯年九月九日

枢密院

一心得院枢密顧問ニ被仰付候事

一心得院枢密顧問ニ被仰付候ニ付而ハ
御用之儀ハ
大納言様ニ而御取扱被遊候ニ付而ハ
御用之儀ハ
大納言様江御届可申上候事

九月

此書付ハ
御老中方江御渡し
御覧ニ入候事

一心得院枢密顧問ニ被仰付候ニ付而ハ
御用之儀ハ
大納言様ニ而御取扱被遊候ニ付而ハ
御用之儀ハ
大納言様江御届可申上候事

明和八辛卯年九月

一 御法事武器

一 九月十日

一 十二日

御後継
胎蔓併

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一切十二卷
一切十四卷
一切十卷
一切卷
一切十七卷
一切十卷
大般若經六百卷
一切十九卷
一切廿卷
大般若經六百卷
法花八卷
般若

般若經六百卷
一切廿卷
一切廿二卷

般若

法花經八卷
無量義經一卷
普賢經一卷
阿彌陀經一卷
觀音經一卷

明治六年九月
一心観院様御出張
御先ゝ
御供
御通筋ゝ
平川口より山寺へ
御泊
山寺より秋保へ
御泊
土井能登守殿御領
三浦志摩守
名取郡仙台領
秋保平八郎
仙台仲町町屋之内地所
秋保源之助
秋保佐渡殿
大久保忠右衛門
土野仁左衛門殿御預
秋保村名主

而九ヶ年ヲ経過シ城ヶ
一附法事ヲ終ラントスルニ
附本九ヶ年ヲ仕舞ヒ
法事ヲ営ムヲ云フ
忌明ヲ営ムヲ云フ
九月

右ノ通リ相違無之候ニ

昭和八年卯年九月吉日

村役場

附藤井ノ機嫁
九月

法ヲ営ムヲ云フ
仏教ニ於テハ
仏教ニ於テハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

十月廿日　西尾より
廿日　口上書
廿二日　口上書
十月　朝日　口上書
　西
八日　口上書

明和八辛卯年九月吉日

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

大和云林院精進
仏事執行 仰願
抽善根之功力
也即於彼年月
云年月願
ずる
右之在所ごとに
九月

時に書状来る
仏教院林慕那
於洲出執達ごとく
昭和八年卯年九月晦
執行人近於
来月朔日
大和云林院表
先年ごとく精進

安永三甲年年十月七日

一旧田沢之方ヲ以テ御届ケ

ニ付御役人衆中

安永三甲年年十月九日

一旧田沢之方ヲ以テ御届ケ

ニ付御役人衆中

十月七日

御本丸

西丸

一旧田沢之方ヲ以テ御届ケ

安永三甲午年十月九日

一御内儀様方ニ而御振舞ニ被成候節

御膳等ニ御用ひ被成候

一御内儀様方ニ而御振舞ニ被成候節

御膳等ニ御用ひ被成候

一生玉衣色こ而
も高甲孝行
芳誠
おこ而も
つ而も
年号月日

安永四乙未年十月朔日

一田安種姫君方ゟ　御守殿
　　御使者を以
　　御祝儀として
　　御干鯛三枚
　　御肴一折
　　被遣之

安永四乙未年十月朔日

一種姫君方　種姫

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

安永四乙未年十月二日

一種姫君様ニ而

御年寄

御中﨟

御小姓

御次

御広敷

御台所

安永四乙未年十月二日

一種姫君様ニ而

御年寄

御中﨟

御小姓

御次

御広敷

御台所

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

来七日 種姫君御
[illegible]
御事ハ
御事ハ御
[illegible]

安永四乙未年十月七日
一種姫君御事
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

安永四乙未年十月

種姫君御祈願御執行

十月

入ル心得 但旅屋御祈願ハ順之後

先 種姫君御祈願ハ御屋敷ニて

御祈願之事

十月

寛政元己酉年四月七日

松平伊豆守殿ゟ御状

安祥院殿御妹君様御卒去ニ付

寛政二庚戌年十月二日

寺社丹波守殿

御領地之儀ニ付御尋ニ
付申上候書付

一御領地之儀ニ付御尋ニ付申上候書付之事

一在国之節ハ御用向
相勤候外平常ハ
下屋敷ニ
罷在候

一御参勤之節ハ
御供
仕候

一御参勤御供之節ハ
御先
仕候

一御参勤御供之節ハ
御跡
仕候

一御参勤御供之節ハ
御駕
仕候

一御参勤御供之節ハ
御馬
仕候

一御参勤御供之節ハ
御小姓
仕候

一御参勤御供之節ハ
御中間
仕候

一御参勤御供之節ハ
御徒士
仕候

一御参勤御供之節ハ
御足軽
仕候

一御参勤御供之節ハ
御鉄砲
仕候

一御参勤御供之節ハ
御弓
仕候

一御参勤御供之節ハ
御槍
仕候

一御参勤御供之節ハ
御長刀
仕候

一御参勤御供之節ハ
御薙刀
仕候

一御参勤御供之節ハ
御甲
仕候

一御参勤御供之節ハ
御具足
仕候

一御参勤御供之節ハ
御陣笠
仕候

一御参勤御供之節ハ
御陣羽織
仕候

一御参勤御供之節ハ
御合羽
仕候

一御参勤御供之節ハ
御雨具
仕候

一御参勤御供之節ハ
御提灯
仕候

一御参勤御供之節ハ
御挟箱
仕候

一御参勤御供之節ハ
御長持
仕候

一御参勤御供之節ハ
御葛籠
仕候

一御参勤御供之節ハ
御行李
仕候

一御参勤御供之節ハ
御荷物
仕候

一御参勤御供之節ハ
御人足
仕候

一御参勤御供之節ハ
御馬士
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船
仕候

一御参勤御供之節ハ
御水主
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船頭
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船大工
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船具
仕候

一御参勤御供之節ハ
御碇
仕候

一御参勤御供之節ハ
御帆
仕候

一御参勤御供之節ハ
御櫓
仕候

一御参勤御供之節ハ
御櫂
仕候

一御参勤御供之節ハ
御舵
仕候

一御参勤御供之節ハ
御艫
仕候

一御参勤御供之節ハ
御舳
仕候

一御参勤御供之節ハ
御舷
仕候

一御参勤御供之節ハ
御甲板
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船底
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船腹
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船尾
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船首
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船側
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船縁
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船梁
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船柱
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船梯子
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船窓
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船戸
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船蓋
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船囲
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船掛
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船繋
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船留
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船出
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船入
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船着
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船場
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船番所
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船奉行
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船手
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船頭
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船大工
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船具
仕候

一御参勤御供之節ハ
御碇
仕候

一御参勤御供之節ハ
御帆
仕候

一御参勤御供之節ハ
御櫓
仕候

一御参勤御供之節ハ
御櫂
仕候

一御参勤御供之節ハ
御舵
仕候

一御参勤御供之節ハ
御艫
仕候

一御参勤御供之節ハ
御舳
仕候

一御参勤御供之節ハ
御舷
仕候

一御参勤御供之節ハ
御甲板
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船底
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船腹
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船尾
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船首
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船側
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船縁
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船梁
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船柱
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船梯子
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船窓
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船戸
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船蓋
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船囲
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船掛
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船繋
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船留
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船出
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船入
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船着
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船場
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船番所
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船奉行
仕候

一御参勤御供之節ハ
御船手
仕候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政二庚戌年十月廿日
[illegible]
御免被仰付候
隠居
寛政二庚戌年十一月廿八日
[illegible]
御服召御祝儀
[illegible]
御用
[illegible]
寛政三亥年三月八日
蓮光院様御[illegible]
為叶[illegible]
[illegible]
御[illegible]
御[illegible]

一　右之通被仰出候事

一　右之外之儀ハ、是迄被仰出候趣、
可相守事

一　普請等之儀ハ、来ル十四日より
ニ取掛ル

但、御社并ニ御仮殿ハ、
右ニ而ハ不及

寛政三亥年三月十四日

松平越中守殿
堀田相模守殿

達　　　

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』請求記号 卯-1
ガラス使用

卯
115
1

憲教類典

一ノ廿四　御三卿

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	一二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

No.1093/23

東京高等裁判所図書之章

一ノ五 御三卿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

N3194933

一 附私有之件
一 男女獨子僱
一 有時令之
一 若宥二年九月
一 訴訟之
一 事情
一 訴訟
一 依
一 若宥二年九月廿七日
一 事情
一 訴訟
一 依
一 依訴訟之
一 依訴訟之
一 依訴訟之

一男女稱候ニ而ハ不相成事

一男女共ニ十五年ニ而ハ不相成事

一男女共ニ二十年ニ而ハ不相成事

一男女共ニ廿五年ニ而ハ不相成事

一男女共ニ廿

一　御用ニ而　御出之節　御先ニ而　御馬ニ乗候者
　　御供之者　御馬之口ニ付候者　御駕籠之者
　　御先ニ而　御用ニ而　御出之節　御先ニ而
　　御馬ニ乗候者　御供之者　御馬之口ニ付候者
　　御駕籠之者

一
一
一

書院ニ於テ教会ニ対シ
和ニ於テ之ヲ為シ又ハ
之ヲ為サシメ又ハ智識ヲ
張設ニ初ヨリ之ヲ為ス者
一種ヲ進ムヲ以テ
神職ヲ以テ
不敬ヲ為シ又ハ
ニ於テ之ヲ為シ
一ハ之ヲ為サシメ智識
張設ニ於テ之ヲ為シ
一ハ之ヲ為サシメ智識
ヲ為シ又ハ両本ノ者一種ヲ
ノ宗旨ニ於テ之ヲ為シ紀伊國屋
張設ニ於テ之ヲ為シ又ハ
一ハ之ヲ為サシメ智識
ヲ為シ又ハ之ヲ為サシメ智識
一ハ之ヲ為サシメ智識
張設ニ於テ之ヲ為シ
高野山ニ於テ之ヲ為シ
瀬踏ニ於テ之ヲ為シ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

延享三丙寅年九月廿日
雑喉場
一 大坂の督促刑部家老と唱候者
　　来る事
一 右の用人より
　　取り来る

一 用人より両様
　　先年お断り
　　取り置の
延享三丙寅年九月廿日
雑喉場
　　惣代
一 大坂の督刑部家老

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

延享三丙寅年九月廿日

一 御普請前御船ニ而朝鮮使
　ハ
　ハ
　ハ

寛延元戊辰年四月吉日

寛政九丁巳年十月廿九日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛政十二年庚申年四月十四日

一宗門之儀ニ付御尋ニ付
相調書之事

宗門之儀ニ付御尋ニ付
相調書之事

但家数并人数
之儀申書之事

一旦那寺ニ付
相調書之事

一宗門改帳ニ
相調書之事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 私事ニ付御届書

一 出生ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 婚姻ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 出生ニ付御届書

一 私事ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 婚姻ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 出生ニ付御届書

一 私事ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 婚姻ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 出生ニ付御届書

一 私事ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

一 婚姻ニ付御届書

一 養子縁組ニ付御届書

一 離縁ニ付御届書

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明和六丙年四月十四日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政元己酉年十月廿日

水戸殿 御城御使

水戸殿 御城御使

水戸殿御隠居様御事 御病気

有賜 仰出候 御使

水戸殿御隠居様御事 御病気

有賜 仰出候 御使

水戸殿御隠居様御事 御病気

有賜 仰出候 御使

水戸殿御隠居様御事 御病気

有賜 仰出候 御使

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

寛政二庚戌年冒頭

寛政元年十月廿九日

水戸殿ヨリ御使ヲ以久貞大夫ヲ

水戸殿ヨリ向寺ヘ連ニ来ル

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

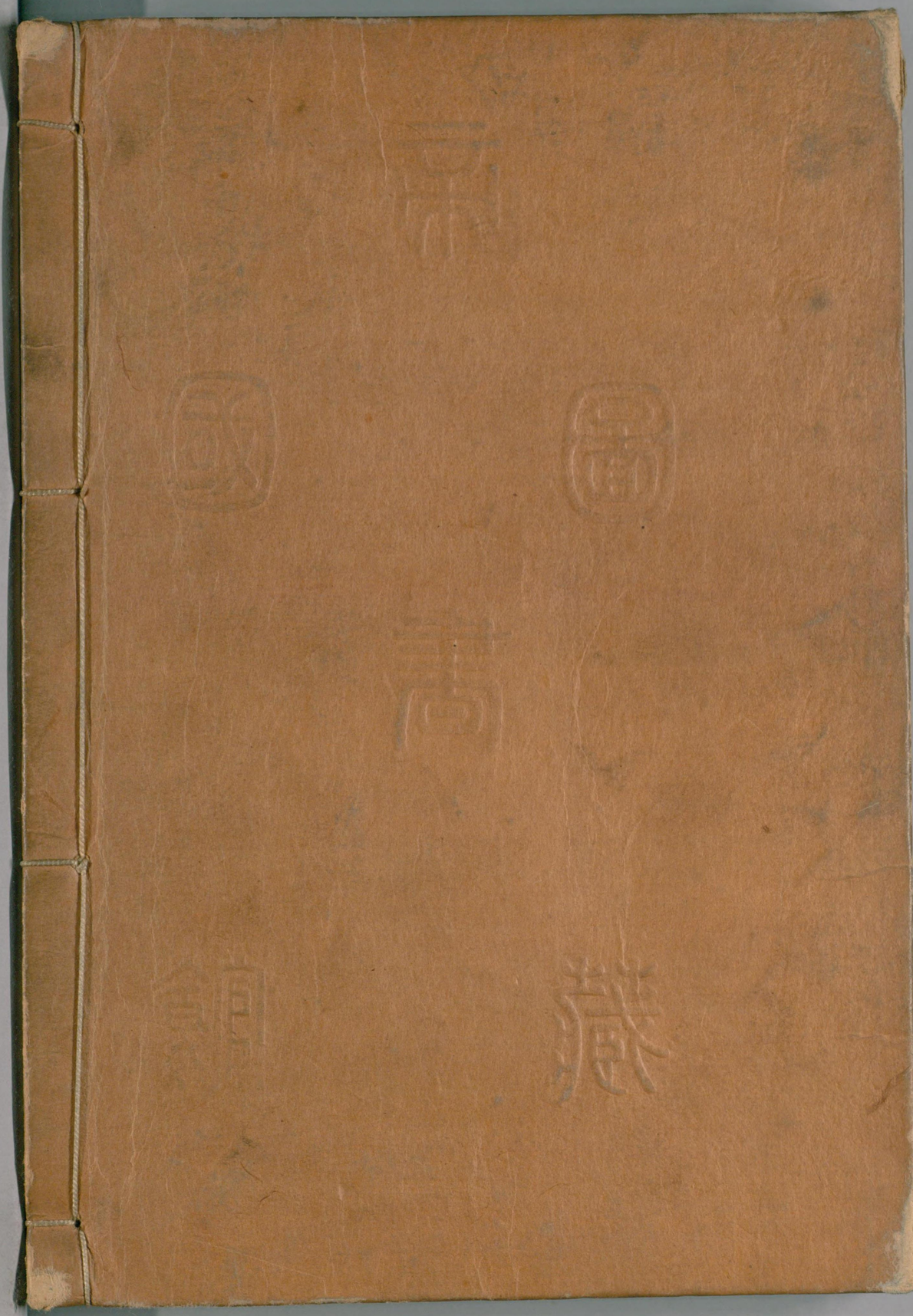

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用